

農林水産省では
米国による関税措置に伴い
農林水産物・食品の輸出に関する
特別相談窓口を設置しています



農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課(特別相談窓口)

☎ 03-6744-2398

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

特別相談窓口の連絡先

地方農政局等

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課) | ☎ 011-330-8810 |
| 東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 022-221-6402 |
| 関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 048-740-0387 |
| 北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 076-232-4233 |
| 東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 052-223-4619 |
| 近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 075-414-9101 |
| 中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 086-230-4258 |
| 九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | ☎ 096-300-6363 |
| 沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課) | ☎ 098-866-1673 |

こちらもお役立てください！

米国関税措置等に伴う
日本企業相談窓口 (JETRO)
<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html>



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

更に詳細な情報や品目ごとのお問い合わせが必要な場合には、
最適な相談先をご紹介します

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税** 追加関税25% (8月1日以降) → **15% (含：MFN税率) (注)**
(注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税** 追加関税25% → **15% (含：MFN税率) (注)**
(注) 自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税** 仮に分野別関税が課される場合も **日本を他国に劣後する形で扱わない**

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等 (注) について、**日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
(注) 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI/量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1 : 9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - MA米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車 (CEV) 導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

対米輸出上位の農林水産物・食品品目の関税動向

2025年8月7日
農林水産省

- 米国向け農林水産物・食品の輸出額の大きい品目の多くで、対米輸出関税が低関税から15%に増加。
- 日米の合意について、事業者への説明を実施するとともに、生産者、事業者への影響を具体的に把握していく。

順位	品目	①対米国・輸出額 (億円)	②対世界・輸出額 (億円)	米国のシェア (①/②)	既存の 輸入関税率	大統領令(4/2) を受けた 輸入関税率	日米間の合意 (7/22)を 受けた 輸入関税率 ^{注6}	
農林水産物・食品		2,429	14,092	17%				
1	アルコール飲料	265	1,337	20%	(日本酒) 3セント/L	3セント/L + 10%	15%	
2	ぶり	229	414	55%	(冷凍) (冷蔵 ^{注3})	無税 3%	10% 13%	15%
3	ホタテ貝(生鮮等)	191	695	27%		無税	10%	15%
4	緑茶	161	364	44%	(風味有)	無税 3.2%	10% 13.2%	15%
5	ソース混合調味料	142	630	23%	(マヨネーズ等)	6.4%	16.4%	15%
6	牛肉	135	648	21%	(枠内 ^{注4}) (枠外)	4.4セント/kg 26.4%	4.4セント/kg + 10% 36.4%	15% 26.4%
7	清涼飲料水	94	574	16%		0.2セント/L ^{注5}	0.2セント/L + 10%	15%
8	ごま油	82	120	68%		0.68セント/kg	0.68セント/kg + 10%	15%
9	菓子(米菓を除く)	66	344	19%		無税~12.2%	10%~22.2%	15%
10	練り製品	42	113	37%		無税	10%	15%
14	米	25	120	21%	(精米) (玄米)	1.4セント/kg 2.1セント/kg	1.4セント/kg + 10% 2.1セント/kg + 10%	15%

(出典) 輸出額は、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 実績は2024年。

注1：農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。注2：米は援助米を除く。注3：冷蔵したもので、鱗を取り6.8kg以下の直接包装したもの。注4：65,005トンまで。注5：ラムネ、緑茶等 注6：米国大統領令におけるEUの記載によれば、従量税は、各貨物の単位当たり価額から従量税を従価税換算した上で15%以上か未満かを判断されることとなる見込み(例えば価額が10ドル/Lの日本酒であれば、従価税換算で0.3%)